明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**総務**三七）　一

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**総務**一六一）　二
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき公示をする件（**同**一六二）
○税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約への締約国の追加に関する件（**外務**一九七）
○円借款の供与に関する日本国政府とタイ王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一九八）
○円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一九九）　三
○標準媒介契約約款の一部を改正する件（**国土交通**五八三）
○運輸審議会から答申があった件（**同**五八四）　四
○航路標識に関する件（**海上保安庁**二〇、二一）
○動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示（**環境**五四）

〔国会事項〕
内閣　内閣府　最高裁判所

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（同）
国土調査の実施に関する公示（国土地理院）

〔資　料〕
機械受注統計調査報告（令和四年三月）（実績）（内閣府）

〔公　告〕
諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
会社その他

省令

○総務省令第三十七号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第三条第二項の規定に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月二十六日　総務大臣　金子　恭之

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（解消可能資金不足額） **第六条**　令第三条第二項の総務省令で定めるところにより算定した額（第三項において「解消可能資金不足額」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により算定した額及び次項各号に掲げる地方債の現在高の合算額とする。 ［一　略］ 二　長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業を行う法適用企業の当該年度の前年度の営業収益の額（地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）第二十一条の二第二項の規定により整理される額及び同令第二十一条の三第四項の規定により整理される額を除く。以下この号において同じ。）及び営業外収益の額（同令第二十一条第二項（同条第三項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により整理される額を除く。以下この号において同じ。）の合算額が営業費用（減価償却費を除く。以下この項において同じ。）の額及び営業外費用の額の合算額を超える場合において、次の算式により算定した額 算式 A÷B×C×D	（解消可能資金不足額） **第六条**　令第三条第二項の総務省令で定めるところにより算定した額（以下この条において「解消可能資金不足額」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により算定した額及び次項各号に掲げる地方債の現在高の合算額とする。 ［一　同上］ 二　長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業を行う法適用企業の当該年度の前年度の営業収益の額及び営業外収益の額（地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）第二十一条第二項（同条第三項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により整理される額を除く。以下この項において同じ。）の合算額が営業費用（減価償却費を除く。以下この項において同じ。）の額及び営業外費用の額の合算額を超える場合において、次の算式により算定した額 算式 A÷B×C×D